## 社会福祉法人岳瑛 役員等報酬規程

(目 的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人岳瑛の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。 (定 義)
- 第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

- 第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
  - 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び 実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

- 第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
  - 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
  - 3 役員のうち法人業務を行う理事に対しては、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
  - 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により報酬及び旅費等を 支給することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(附則)

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年1月1日より適用する。

## 別表1

		報	西州	(日額)	費	用	弁	償		
理事会出	10, 000	円以下		実費	,					

## 別表 2

	報 酬 (日額)	費用弁償
評議員会出席報酬等	10,000 円以下	実費

## 別表3

名	名称								報酬	実費弁償費	備考
理	事	長	業	務	報	酬	等	(日額)	15,000円	実費	
理	事	業	· 3	务	報	酬	等	(月額)	等級号俸岳瑛-4	実費	職員との兼務 がない場合
理	事	等	業	務	報	酬	等	(兼務者)	該当職員の時給換 算分*理事等実務 時間※	実費	職員との兼務 がある場合
理	事 及	び言	平議	員美	業 務	報酬	等	(日額)	10,000 円	実費	
監	事	監	査 扌	旨導	拿 報	祵	等	(日額)	10,000円	実費	

<sup>※</sup>月労働時間-160時間を超えてはならない。理事等実務の業務に充てた時間を指す。